

平成30年1月29日

### 第7回村上市農業委員会会議録

第7回村上市農業委員会定例会を平成30年1月29日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	斎藤	文夫	14番	板垣	栄一
16番	菅原	隆雄	17番	大野	章
18番	村山	美恵子	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

15番	稲葉	浩之	19番	船山	寛
-----	----	----	-----	----	---

1. 農地利用最適化推進委員の出席は次のとおりである。

1番	富樫	潤	3番	齋藤	敏夫
6番	木村	壽一	9番	中山	一幸
10番	佐藤	裕介	11番	齋藤	裕助
12番	齋藤	茂芳	14番	飯沼	洋二
15番	坂上	光芳	16番	齋藤	仁
17番	近藤	和明			

1. 欠席委員は次のとおりである。

2番	東海林	善雄	4番	佐久間	英夫
5番	本間	進二	7番	高橋	大亮
8番	藤原	義正	13番	本間	文春
18番	寺社	幸一	19番	中山	栄

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

- 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 事業計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川寛一
事務局次長	小川良和
事務局副参事	本間宏
事務局主査	園部和枝

1. 午後2時00分 事務局長（小川寛一君） ご苦労さまでございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。15番、稲葉委員、インフルエンザのため、また19番、船山委員、通院のため欠席しております。よって、現在の出席委員数は18名です。在任委員の過半数を超えておりますので、本日の総会は成立いたします。また、今回は合同委員会ということで、農地利用最適化推進委員の皆様にも出席をいただいております。推進委員の欠席の方を報告させていただきます。2番、東海林委員、4番、佐久間委員、5番、本間委員、7番、高橋委員、8番、藤原委員、13番、本間委員、18番、寺社委員、19番、中山推進委員さんがそれぞれ欠席しております。現在の出席数は11名です。

それでは初めに、石山会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川寛一君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号16番、菅原委員、議席番号17番、大野委員、ご両名をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。議案書1ページをごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

番号1番、申請人、千葉県佐倉市上座\_\_\_\_番地、亡\_\_\_\_相続人、\_\_\_\_、土地の表示、杉原\_\_\_\_番、地目、台帳、畑、現況、雑種地、面積\_\_\_\_平米、申請事由、申請地は平成15年に妻が義母より相続を受けたもので、昭和60年ころより耕作しておらず、現在は雑種地化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にあるということでございます。

場所の説明をさせていただきます。2ページをごらんください。地図右側、縦に国道7号線が走っております。地図の左上のほうから右下のほうにかけて県道新潟新発田村上線が走っております。今回の申請場所は、その県道よりも西側、地図上は下のほうになりますが、ちょうど地図中央より下のほうで、ちょっと太く囲まれた町なかにあります場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告につきましては以上といたします。

日程5の議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、3ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は、使用貸借が7件、賃貸借が2件、交換が2件、贈与が2件、売買が1件で、合計14件の案件でございます。

では最初に、使用貸借1件を説明いたします。番号1、貸し人、村上市梨木\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、借り人、村上市梨木\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、春木山字山田\_\_\_\_番、地目、田、地積\_\_\_\_平米、ほか6筆あり、田の合計が\_\_\_\_平米、続いて畑であります。土地の表示が梨木字谷内\_\_\_\_番、地目、畑、地積\_\_\_\_平米ほか1筆あり、畑の合計\_\_\_\_平米、田と畑、合わせて9筆で、合計面積が\_\_\_\_平米、これは使用貸借による設定で、年金に伴う再設定であります。

続いて、賃貸借について1件説明いたします。5ページをごらんください。番号8番、貸し人、村上市松山\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、借り人、村上市下新保\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、下新保字高田\_\_\_\_番、地目、田、地積が\_\_\_\_平米ほか2筆があり、合計で\_\_\_\_平米で、賃借権の設定であります。こちらのほうは10年間となっております、賃借料は10アール当たりコシヒカリ玄米\_\_\_\_キロとなっております。こちらのほうも再設定となっております。

続いて、交換について説明いたします。6ページをごらんください。番号10番、譲渡人、村上市大関\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市大関\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、上相川字松木田\_\_\_\_番、地目、田、地積\_\_\_\_平米、こちらは交換による所有権の移転であります。

番号11番、譲渡人、村上市大関\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市大関\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、

土地の表示、上相川字松木田\_\_\_\_番\_\_、地目、田、地積\_\_\_\_平米、これは先ほどの案件の交換の案件であります。

続いて、贈与について説明いたします。番号12、譲渡人、村上市大場沢\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市大場沢\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、大場沢字竹屋敷\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、田、地積534平米、こちらは贈与による所有権の移転であります。

続きまして、番号13番、譲渡人、岩船郡関川村大字朴坂\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、岩船郡関川村大字朴坂\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、村上字島ノ内\_\_\_\_番、地目、畑、地積\_\_\_\_平米ほか2筆ありまして、合計3筆で、面積が\_\_\_\_平米、こちらは贈与による所有権の移転であります。

続いて、売買について説明いたします。番号14、譲渡人、村上市小須戸\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市小須戸\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、小須戸字ヤシキ\_\_\_\_番\_\_、地目、畑、地積\_\_\_\_平米、こちらのほうは売買による所有権の移転で、対価が\_\_\_\_円、10アールあたりに直しますと約\_\_\_\_円となります。

続きまして、場所の説明をいたします。8ページをごらんください。番号10、11の案件であります。図面中央、下段が大関集落となっております。そして、番号10の案件につきましては右上のほうに高平という集落地域がありますが、そちらのほうの集落沿いのほうに太く長細く囲まれているところが10の案件、そして大関集落の北側に四角く囲まれているところが11の案件でございます。

続きまして、番号12の案件です。図面中央、大場沢集落があります。申請地は、大場沢集落のほぼ中央の北側の田園地帯に接続している、ちょうど図面中央から上部になっているところなのですが、道路伝いのところにあります四角く太く囲まれているところが今回の申請地であります。

続きまして、番号13の案件です。図面中央、縦にJRの羽越本線が走っております。そして、申請地はそのJR羽越線から西側、図面中央、下段のほうになりますけれども、四角く3筆それぞれ囲まれておりますけれども、今回がこちら申請地となっております。

続きまして、番号14の案件です。図面中央、縦に国道7号線が走っており、7号線の左側が塩野町、そして右下のほうが小須戸となっております。申請地は、その小須戸集落のほぼ中心部のところになりますけれども、道路に囲まれたところ、四角く太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

以上、説明いたしました14件につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（石山 章君） ただいま説明のあった件につきまして質疑に入ります。

推進委員11番、齋藤委員。

○推進委員11番（齋藤裕助君） 11番の齋藤ですけれども、老婆心ながらちょっと聞かせていただきたいんですけども、13番なんですけれども、関川村の方の所有なんですけれども、この地図を見

ますと、村上総合病院の新築移転の場所なんでしょうか、ここは。

○事務局副参事（本間 宏君） 説明させていただきます。

こちらのほうは、移転する場所ではありません。これよりまだ上のほうが病院の地域だったかと思えますけども、こちらのほうはその地域の南側の残地になろうかと思えます。農振の農用地区域には入ってございません。

以上です。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。ちょっとお伺いしたいんですけど、10番、11番、これは等価交換なんでしょうけども、譲渡人、譲受人のご関係。12番と13番、もし何か関係があるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○事務局副参事（本間 宏君） まず、10番、11番の関係ですが、基本的に同じ集落の知人であるということで。等価交換の関係なんですけども、ご本人は土地が倍もあるので、等価交換には該当しないものと思われます。しかし、ご本人様については、それでも交換したいという強い意思がありますので、それを踏まえて、税金かかるわけなんですけども、そういう説明してもこのまま交換したいという意思でありましたので、そのまま案件として上げさせていただきました。

そして、12番のものについては、\_\_\_\_\_さんは御年90ぐらいだったと思うんですけども、息子さんがいらっしゃって、50代後半なんですけども、ちょうど病気を患われておまして、ちょっと農作業ができる状況ではないということです。こちらの農地をずっと保全管理もできない状況であったので、同じ集落の親戚、本家筋と言っておりましたけども、そちらの方に農地を管理してほしいということで譲られるそうです。

あと、ナンバー13番については、こちらのほうの方については親子でありまして、生前贈与という形で、先月、関川村地内にある農地約2町歩ほどなんですけども贈与終わらせている状況でして、今月は村上市地内にある農地について出されたものでございます。

以上であります。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、12ページのほうごらんください。議案第2号 事業計画変更承認申請について。

番号1番、当初計画者、村上市坂町\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、藤沢字腰廻\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳田、現況雑、面積\_\_\_\_平米、移転の内容、貸し駐車場用地、変更の目的、内容ですが、申請地は平成27年3月20日付村振農第3012号により農地法第5条の許可を受けました。当初計画では、個人住宅の建築を計画しておりましたが、資金調達が計画どおりにできず、住宅建築を断念いたしました。今回、当該地脇で住宅設備業を営んでいる\_\_\_\_より駐車場として借用の申し出があったことから、貸し駐車場として整備するものである。

続きまして、番号2番、当初計画者、村上市佐々木\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、大津字川原\_\_\_\_番、地目、台帳、現況とも田、面積\_\_\_\_平米ほか6筆、合計7筆で\_\_\_\_平米、こちらの案件につきましては一時転用で、砂利採取を申請をしておいた案件ですが、計画の期間の変更でございます。内容につきましては、砂利採取の目的で平成28年7月11日付村振農第3032号により農地法第5条の許可を受けていました。このたび、早い降雪により埋め戻し工事におくれが生じ、期間内に完了することができなくなったため、期間の延長をするものですということです。こちらの当初計画につきましては、平成28年7月16日から平成30年1月15日まででしたが、それを3カ月延長いたしまして、変更期間、平成28年7月16日から30年の4月15日まで変更する内容となっております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。14をページごらんください。まず初めに、番号1番、\_\_\_\_の案件、地図中央よりやや右側のほう、縦に国道7号線が走っております。その国道7号線のすぐ西側のほうに、地図上部のほうに荒川中学校がございます。今回の申請場所は、その荒川中学校よりもやや南側のほうにあります。地図ですと、中央付近に太く囲まれた場所が今回の申請場所となります。

続きまして、番号2番、こちらの案件につきましては、ちょっと地図上ははっきりとは出ておりませんが、この地図上部のほうに荒川が流れておりまして、その下のほうに、地図中央の上部のほうには荒川ゴルフ練習場があります。今回の申請場所は、そのゴルフ練習場よりも南側のところ、太く囲まれたところが今回の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、現地調査をしていただいておりますので、番号1番、2番について報告をお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） それでは、議案第2号、番号1番と2番について現地調査の報告いたします。

今月の16日火曜日午前9時より荒川支所において小川次長の説明を受け、その後、農業委員3名、最適化推進委員3名と農業委員会事務局の小川次長、荒川支所の相場主事で現地確認を行いました。

それで、先ほどの説明にもあったとおり、荒川住宅設備の貸し駐車場として整備するという  
で、建物は設置しないので周辺の農地に影響を及ぼすことなく、それで当初計画したとき、この人  
は公務員なので、新発田のほうに勤めているわけですが、こちらに来るということであったん  
ですが、実際は来ているんですけども、別なところに、親と一緒に住んでいないということで、  
親が用意したところへ来なくて、別なところに居住しているということで、恐らくずっと現地調査  
やっていますが、ここは転用をするところではないと思ひまして、いろいろ話し合ったのですが、そ  
れで出席委員全員で承認することに支障ないと判断しました。皆様の審議、お願いしたいと思ひま  
す。

それから、2番につきましても同じ日でございますが、現地調査を行いました。これは、砂利採  
取は終了しておりますが、あとは埋め戻し、整地を残すばかりの状態になっており、出席委員全員  
で承認することに支障ないと判断しました。皆様の審議のほう、よろしくお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明、報告あった件につきまして質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号、承認することに決定してもよろしい  
でしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認するこ  
とに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、16ページをごらんください。議案第3号 農地法第5条の  
規定による許可申請について。

番号1番、譲渡人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地、  
\_\_\_\_、持ち分2分の1、\_\_\_\_、同じく持ち分2分の1、\_\_\_\_、土地の表示、下鍛冶屋字  
大口\_\_\_\_番、地目、台帳、現況とも畑、地積\_\_\_\_平米、転用の目的ですが、住宅建築用地とい  
うことでございます。契約等につきましては、売買による所有権の移転で、対価につきましては  
\_\_\_\_円となります。10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_円となります。農地区分  
につきましては第3種農地、備考といたしまして、申請者は現在下鍛冶屋地内の借家で生活してい  
るが、このたび念願のマイホームの建築を計画し、利便性を考え、申請地に住宅を建築するため転  
用するものです。なお、申請地は上下水道の埋設された道路に接しており、おおむね500メートル以  
内に2つの公共施設がございます。この2つの公共施設とは、村上市立保内小学校とあらかわ保育  
園となります。転用の内容ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積62.65平米の住宅を建設される

予定でございます。

続きまして、番号2番、貸し人、村上市七湊\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、借り人、村上市若葉町\_\_\_\_番\_\_\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、七湊字馬場\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳田、現況畑、地積\_\_\_\_平米、転用の目的につきましては、こちらも住宅建築用地となっております。契約等につきましては、使用貸借の設定でございます。農地区分につきましては第2種農地、備考といたしまして、申請者は現在妻の実家に住んでいますが、子供が生まれたのを機に住宅の新築を計画しました。夫婦とも仕事をしていることから、子供の見守り、子守りを親にお願いすることとなるため、利便性を考え、申請者の実家の隣地の申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は第2種農地で、集落に介在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。こちらのほうの転用の内容ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積62平米のものと、あわせて車庫23平米、カーポート11平米の2つをあわせて建てられる予定となっております。なお、こちらの申請者お二人は親子関係でございます。

場所の説明をさせていただきます。17ページ、番号1番の案件、地図左側、縦に国道7号線が走っております。地図の中央よりやや右側のほう、東側のほうに保内小学校がございまして、今回の申請場所は7号線と保内小学校の間、やや保内小学校寄り、この地図ですと、本当に真ん中辺あたりに太く囲まれた場所がございまして、そちらが申請場所となります。

続きまして、番号2番、18ページのほうごらんください。地図中央よりもやや東側、右側のほうにJR羽越線が縦に走っております。その西側のほうに県道岩船港線が走っており、今回の申請場所はその岩船港線と羽越本線の間にはさまれた七湊集落の北側のほうに位置します。地図上ですと、中央よりやや下側のほうに細長く太く囲まれた場所が今回の申請場所となります。

説明については以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案の番号1番について報告をお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。それでは、番号1の現地調査を報告いたします。

今月の16日午前9時より荒川支所において小川次長の説明を受け、その後、農業委員3名、最適化推進委員3名と農業委員会事務局の小川次長、荒川支所、相場主事で、現地において\_\_\_\_、\_\_\_\_氏の立ち会い説明を受けました。

先ほど説明にあったとおり、生活排水等については公共下水道へ接続、宅地造成のため道路等も完了しております。それで、出席委員全員で許可相当と判断しました。皆様の審議をお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） 続いて、現地調査、番号2番について報告をお願いします。

10番、遠藤委員。

○10番（遠藤俊樹君） 10番、遠藤です。番号2番の現地確認の報告をいたします。

当日は、1月15日午前9時より神林支所男子休憩室において農業委員4名、推進委員5名、事務局から小川次長、支所より河面主査が出席し、まず事務局より申請内容についての資料の確認、説明を受けました。その後、現地に向かいますが、前の週からの雪で申請地も積雪がありましたが、現地へ移動し、申請内容について確認を行いました。

先ほどもありましたが、県道岩船港線とJR羽越本線の間にある集落内に介在する申請地で、親の宅地に隣接する、親が所有する農地で、地目は田となっていますが、現在は雪の上からでも盛り土をされ、畝が立っていて、畑として管理されておるのを確認いたしました。今回の転用目的は、個人住宅を建築するものですが、道路を挟んで向かいには農地があるものの、申請地は農地に対して西側となり、建物は申請地の奥のほうに建築することから、農地への影響は少ないものと考えられます。また、申請地脇には水路があり、既にのり面保護をされ、水路の機能には支障を及ぼすおそれはないと考えられます。このことから、岩船地区としましては許可相当との意見となりました。なお、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明、報告あった件につきまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号、許可相当に決定したいと思います、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局主査（園部和枝君） それでは、ご説明の前に、済みません。43ページをお開きください。

議案番号5と表示されてありますけれども、4が正しいため、訂正のほうお願いいたします。

それでは、ページのほう戻りまして、19ページをごらんください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が3件、賃貸借の設定が91件、売買による所有権移転が2件、合計96件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましてはそれぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目\_\_番\_\_号、\_\_\_\_相続人代表者、\_\_\_\_ほか2名、借り人、村上市上山田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地

の表示、下山田字腰巻\_\_\_番、地目、田、地積\_\_\_平米、使用貸借による権利の設定、期間が1年間、新規の設定となりまして、改良区費は借り人負担です。こちらの農地なのですが、農地の一部が耕作できる状況でないため、1年をかけて復田をする予定にしているため使用貸借にしています。番号3番までが使用貸借の案件です。

次に、賃貸借の設定です。番号4番、貸し人、村上市大月\_\_\_番地、\_\_\_、借り人、村上市小町\_\_\_番\_号、\_\_\_、土地の表示、大月字イヤシ\_\_\_番、地目、田、地積\_\_\_平米、賃貸借の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たりコシヒカリ玄米\_\_\_キロ、新規の設定となりまして、改良区費は貸し人負担となります。

ページのほう進みまして、42ページ、番号93番までが賃貸借の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号94番、譲渡人、村上市坂町\_\_\_番地、\_\_\_、譲受人、村上市佐々木\_\_\_番地、\_\_\_、土地の表示、坂町字野口\_\_\_番、地目、田、地積\_\_\_平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_円、10アール当たりは約\_\_\_円となります。

次に、番号95番、譲渡人、村上市新町\_\_\_番\_\_\_号、\_\_\_、譲受人、村上市越沢\_\_\_番地、齋藤英助、土地の表示、寒川字家ノ前\_\_\_番、地目、田、地積\_\_\_平米ほか1筆、計2筆、\_\_\_平米、売買による所有権移転となります。対価が\_\_\_円です。10アール当たりは約\_\_\_円となります。なお、譲受人は認定新規就農者となります。

次に、番号96番の案件になりますが、賃貸借の案件になるのですが、番号94番の売買の後に貸借したいために、一体でのご審議をお願いいたします。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。44ページをごらんください。番号94番、図面上、右側上部にJAにいがた岩船南部営農センター、荒川斎場があります。左側には坂町、田屋集落があります。そのそばに四角く囲ってありますのが今回の申請地となります。

次に、番号95番の案件です。図面上左側に広がっていますが寒川集落となります。国道345号線から県道山北朝日線を越沢集落へ向かって、寒川集落外れの左側に四角く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

6番、遠山委員。

○6番（遠藤久夫君） 6番、遠山です。少し教えていただきたいのですが、3番の\_\_\_\_\_さんの面積、何かあるのか。この面積とはちょっと違うような気がするのですが、事務局の方、ちょっとだけ教えていただきたいのですが。

○事務局主査（園部和枝君） こちらのほうなのですが、恐らく農業委員会のほうに貸し借り

のほうの申出書の提出がされていなくて、実際には耕作を行っていると思われる面積があるのかと思われます。なので、正式に農業委員会を通して契約している面積で、こちらのほうで把握している面積がここに表示されている面積になります。

○6番（遠藤久夫君） としますと、所有している、要するに耕作全面積は、\_\_\_\_さんの面積、\_\_\_\_さんとしてはこれしかないということになるんですか。

○事務局主査（園部和枝君） 農業委員会のほうで正式に把握している面積は、ここに表示されているもののみになります。

○議長（石山 章君） 補足させていただきます。

利用権設定が切れているにもかかわらず、再設定をしていないということであります。事務局で\_\_\_\_\_のほうに再設定をするようにということを指示しております。

○事務局副参事（本間 宏君） 参考までですけども、去年の小作されていた面積の合計が23ヘクタールほどあったと思います。今9ヘクタールぐらいしかありますので、今会長おっしゃったとおりに、契約が切れたものがあって、それを再設定すればいいんですけども、まだ手続のほうをちゅうちょしている状況かというふうに思われますので、それについては特定作業受託であれば問題はないかもしれませんが、実際法的な手続に基づいてやるのであれば、やっぱり農業委員会を通していただくものが筋でございますので、その辺については今後契約結ばれるように話を進めていきたいというふうに思っております。

○6番（遠藤久夫君） はい、わかりました。

それで、もしできましたら、やはり農業委員会のほうを通す形の設定を事務局のほうからアプローチしていただかないと、担当地区にもなりますんで、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思ふんですが、お願ひいたします。

○議長（石山 章君） 3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。今の件なのですが、\_\_\_\_\_として借りている面積は現在このとおりだというんですが、\_\_\_\_\_という格好で契約をしているというのではないのでしょうか。

○議長（石山 章君） 3番、増田委員、ちょっと確認させてください。

ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、今確認させていただいている間、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分～午後2時56分

○議長（石山 章君） それでは、休憩を解きまして会議、再開いたします。

事務局から、先ほど質問あった件について回答してください。

○事務局主査（園部和枝君） 今ほど台帳のほう確認いたしました。

\_\_\_\_\_での貸し借りについてはありませんでした。\_\_\_\_\_さん個人での農地については、面積のほうは3,929平米なんですけれども、6筆分の貸し借りは確認がとれました。ですが、3,929平米のみではありました。

以上です。

○議長（石山 章君） ほかにご意見、ご質問。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について承認することに決定いたしました。

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、46ページをごらんください。議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について。

番号1番、申請人、村上市佐々木\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、佐々木字上野\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況畑、地積\_\_\_\_平米ほか5筆、合計6筆で\_\_\_\_平米、変更の区分ですが、今回は農用地区域からの除外でございます。変更の目的は建設機械置場、変更の内容につきましても、申請者は佐々木地内において建設業を営んでおります。このたび、既存の建設機械置場が数カ所に点在していることで作業効率が悪く、また管理費等の負担が年々大きくなってきていることから、この状況を解消すべく、新たに建設機械置場の設置を計画したものです。申請地は、佐々木集落に接続する農地で、周囲への影響は少ないと考えられます。

番号2番、申請人、村上市佐々木\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、佐々木字上野\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況は宅地でございます。地積につきましても\_\_\_\_平米、変更区分につきましても、こちらの案件につきましても農用地区域からの除外でございます。変更の目的ですが、宅地の拡張でございます。変更内容ですが、申請者は申請地脇に住んでおります。昭和49年に住宅を建築した際、当該地が住宅敷地の一部と錯誤して認識し、塀を造作しました。その後、当該地が農地であることが判明したため、宅地として利用している部分の分筆は行ったものの、農振法及び農地法の所要の手続を怠っていたため、このたび当該申請を行うものです。なお、申請地は佐々木集落に接続する農地で、周囲への影響は少ないと考えられます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。隣、47ページをごらんください。申請番号1番、2番の説明をいたします。地図中央、上部のほうに広がっているのが荒川地区の佐々木集落

になります。今回の申請場所2カ所につきましては、その佐々木集落の南側、地図でいいますと中央付近に太く囲まれた場所が申請地で、大きく囲まれた場所が番号1番、日本建機さんの申請場所となります。もう一つ、細く囲まれた場所が番号2番、\_\_\_\_\_さんの申請場所となります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、農振の意見書の件について現地調査をさせていただいておりますので、報告をお願いします。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。議案第5号、番号1番について農地調整部会で現地調査を行ったので、私のほうから報告させていただきます。

3,000平米を超えている案件でありましたので、平成29年12月12日、村上市教育情報センター2階会議室において午後2時から農地調整部会を開催いたしました。出席者は農業委員9名、推進委員6名、それと事務局から小川局長、小川次長であります。

最初に、小川次長より番号1の案件の資料説明をしていただき、その後、申請人である\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_さん、それと\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_さんに出席していただき、事業概要の説明を受けました。

内容的には、申請地を申請するに至った理由、その他事業計画の詳細でありました。具体的には、ちょっと文章的に読ませていただきますけど、申請地は佐々木集落の通学路に隣接するため、安全対策として150センチのフェンスを設置する計画である。また、敷地の周囲に250型のベンチフリューム等を配置し、いわゆる油漏れの対策としてオイルトラップ等を設けるといような説明を受けました。それに伴い、隣接地が一般住宅でありますので、緑地帯等を設け、騒音や振動等の影響を考慮したいというよう説明も受けました。

その後、バスにより現地に向かい、午後3時半ごろだったと思いますけど、現地調査を行いました。この申請書にも書いてあるように台帳は田んぼで、現況として畑になっていました。畑としても最低限の畑という感じの管理で、遊休農地までもいかななくて、年に1回程度草刈りして維持しているという畑として管理されていました。中にタラノメとかサンショウの木とか、その辺わずかながら植えてありました。イチジク等も植わっていたことを記憶しております。

みんなで見た後、検討会ということで検討しました。検討の結果として、資材置場の番号1に関しては農地調整部会としてはやむを得ないだろうという結論に達しました。皆さんの審議をお願いします。

続きまして、番号2番、\_\_\_\_\_さんの件になります。これも12月12日、同じ日にちょうど番号1と隣接する土地でありましたので、その日に現地調査を行いました。

内容的には、申請地はもう塀や樹木等がかなりの前から植わってあって、到底農地に復旧はできそうもないというふうに見てきました。これもやむを得ないだろうという結論に達しました。皆さんの審議よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第5号についてはやむを得ない旨通知することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は「やむを得ない。」旨通知することに決定いたしました。

次に、議案としてのその他、皆様方からありましたら。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案審議については終わり、3時20分に再開いたします。その間、休憩します。

休憩 午後3時10分～午後3時20分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時50分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成30年1月29日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員